

(別表)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
乳児保育支援事業	1 事業当たりの年額 510,000 円 ただし、事業の廃止又は中止が年度途中になる場合は、次により算定された額による。 1 事業当たりの月額 170,000 円 (3 か月限度)	市町村が、乳児保育支援事業の実施に要する経費	1 / 2 以内
認可外保育施設児童処遇向上事業	(1) 乳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している乳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 10,812 円 イ 保育士人件費分 39,764 円 (2) 1～2 歳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している 1～2 歳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 10,812 円 イ 保育士人件費分 19,882 円 (3) 3 歳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している 3 歳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 1,868 円 イ 保育士人件費分 5,964 円 (4) 4～5 歳児保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日において、入所している 4～5 歳児 1 人当たり月額 ア 一般生活費分 1,868 円 イ 保育士人件費分 3,976 円 (5) 冷暖房費 認可外保育施設ごとに 7～9 月及び 11 月～3 月の各月の初日に入所している児童 1 人当たり 月額 1,150 円 (6) 延長保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日に在籍し月間を通じて延長保育を利用している児童 1 人当たり 月額 2,584 円 (7) 夜間保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日に在籍し月間を通じて夜間保育を利用している児童 1 人当たり 月額 13,880 円 (8) 休日保育事業 認可外保育施設ごとに、月の初日に在籍し休日保育を利用している児童 1 人当たり 日額 3,000 円 (9) 一時保育事業 認可外保育施設ごとに、次に掲げる金額の合計額	市町村が、認可外保育施設児童処遇向上事業の実施に要する経費(ただし、第 2 欄の(5)から(10)については、寄付金等の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除いた額)	1 / 2 以内

	<p>ア 1日の利用時間が4時間以内である児童1人当たり 日額 900円</p> <p>イ 1日の利用時間が4時間を超える児童1人当たり 日額 1,800円</p> <p>(10) 施設整備事業</p> <p>1施設について、当該施設の整備費総額の3分の2に相当する額又は100万円のいずれか少ない額</p>		
家庭保育保護者支援事業	<p>対象児童1人当たり 年額 6,000円</p> <p>ただし、助成対象とする一時預かり事業等の利用回数が4回未満の場合は、次の各号に掲げる利用回数に応じた基準額とする。</p> <p>(1) 1回 年額 1,500円</p> <p>(2) 2回 年額 3,000円</p> <p>(3) 3回 年額 4,500円</p>	市町村が、家庭保育保護者支援事業の実施に要する経費	1 / 2 以内
市町村提案事業	知事が必要と認めた額	市町村が、市町村提案事業の実施に要する経費	1 / 2 以内